

第5回 津山市下水道事業検討審議会

開催日時	令和4年9月29日（木）14：00～15：05
開催場所	津山市役所 第2委員会室
出席者	委員：7名（在任委員数：8名） 市職員：7名
傍聴者	2名
議事	公共下水道全体計画区域の変更（見直し）について
議事次第	1. 開会 （1）開会挨拶 2. 議事 （1）第4回審議会の議事録について （2）公開・非公開の採決 （3）公共下水道全体計画区域の変更（見直し）について （4）その他 3. その他 4. 閉会

【1. 開会】

（1）開会挨拶

都市建設部長：挨拶

会長：挨拶

【2. 議事】

（1）第4回審議会の議事録について

事務局：第4回審議会議事録について説明

【質疑応答】

会長 第4回の議事録について説明がありましたが、何か質問やご意見があればお願いいたします。

委員 議事録16ページで事務局が説明された中にあった、何か特別な理由がないと1回全体計画区域から落として次にもう一度同じ地域を全体計画区域に入れるということは基本的には出来ないということですが、説明の中で「極端な例えになりますが、災害とか大地震とか焼け野原になったとか、そういうことがあり街をまた造り変えるということがあれば、新しく下水を整備することが有り得る。」と言われたと思うのですが、この基本的というのは法的な根拠が何かあるのでしょうか。

事務局 法的にはありません。ですが、下水道整備には都市計画の側面もありまして、都市計画は2、30年後の未来を見据えて定めていくということ、先を見てエリアを決めていくものですので、一度いらぬという判断をしたところをまた入れることになる、入れ

る理由、根拠というのが必要になってきます。その時に何か変化があり、もう一度整備が必要な理由ができたなら入れれるということだと思います。

委員 法的にはないのですね。

都市計画で将来の30年後、40年後の考えの中でこういう発想をされるという考えですね。

事務局 はい。

会長 これは議事録の修正というか加筆訂正が必要となりますか。

委員 これに関しては、新しく配られているところも似たり寄ったりした内容が書かれているのです。前の時に、落としても10年先ではないと、この審議が開かれないということを確認言われていたので、会長さんの方ではそれだけに限らずに、4、5、6年で理由が出来れば開いていくという方向性も必要ではないかというような言葉を言われていたと思うのですが、この事務局の発言の中では、一切受付をしませんというような言葉に近いような言葉なので、基本的には出来ないということは、法的に、何か手続きがあるのかと思ひまして、聞かせていただきました。

事務局 4回目の審議会の中での発言としては、このとおりの発言だったと思いますので、議事録としてはこのままでよろしいという解釈で良いでしょうか。

委員 それは良いです。

会長 わかりました。議事録について他にご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

会長 では、議事録自体はお認めいただいたということで。

前回の議論の中では確か見直しの期間については、10年よりも短くこまめに見直していきましょうというところをここで確認し、意見として出たということですね。

では、他にご意見、ご質問等がないようですので、事務局では本意見を踏まえて、議事録を確認させていただいたということにさせていただきます。

以上で承認ということよろしいでしょうか。

《委員から「よろしい」との発言有り》

会長 それでは承認することとさせていただきますと思います。

(2) 公開・非公開の採決

事務局 前回の会議では、全体計画見直し案の修正としまして、旧市内では、用途地域や住宅密集地について、全体計画に残す案を提案し、また久米・勝北地域につきましては、当初の案で、ご承認いただいたものと思っております。

第5回目となります本日の会議では、会長の挨拶にありましたように、地元町内会長等に、計画の見直しについて説明に行った際の様子などについて報告させていただき、次に本審議会の意見のとりまとめに向けた協議をさせていただきたいと存じます。

次に会議の公開・非公開についてでございます。

前回同様、会議の際ご説明いたしましたとおり、審議会規則には、出席委員の3分の2以上の多数で公開しないことができると規定されておりますが、今回の会議の内容につ

きましても、津山市公開条例第7条各号に掲げる不開示情報に該当しているものはなく、公開すべきと考えています。以上です。

会長 本日の会議内容については、津山市情報公開条例第7条各号に掲げる情報には該当しておらず、会議を公開すべきと考えます。つきましては、本日の審議会を公開とし、傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。

《委員から「異議なし」との発言有り》

会 長 それでは、本日の審議会は公開とし、傍聴者の入室を許可します。

(3) 公共下水道全体計画区域の変更（見直し）について

・地区ごとの事業費について

事務局：資料により説明

【質疑応答】

会長 ありがとうございます。只今、地区ごとに事業費の説明がありましたが、このことについて何か確認されたいこととか、ご質問されたいことがありますでしょうか。前回、私から各地区の大体のおおよその事業費というのを出示していただけたら、良いかなというのをお願いしたことになっております。

当初、160億ぐらいですかね。当初の話では、3分の1程度、今回の見直しの対象にさせていただいたとの説明だったと思います。当然、お金が掛りますので、ここは掛るからやめましょうという話にはできないとか、そういう話ではなくて、あくまでもやはり、コストパフォーマンスあるいは、その配管が届くまでの時間的なロスと、これまでの処理が直接行われていないことのデメリット等々の兼ね合いで地区の見直しというのをされていくべきとは思いますが、単純にここはお金が掛かるからやめましょうと言うような話ではなくて、それぞれの地区には、下水を通さずに浄化槽で普及を図るといことは、確認した上での議論ということになっております。特にこれについては、何かご意見ございませんか。今回こういう形で出示していただいたということで、例えば、高野であったりとか、中島・平福であったり、あるいは、勝北辺りについてはそれなりに金額的にも大きいところなので、見直しができるら全体計画としては、費用を円滑に使い、より早く下水道処理の対応ができるということで、提案されていると思えますが。

事務局 そうですね。説明会等におきましても、全体的に説明している根拠のひとつ、資料のひとつとして捉えていただきたいと思います。

会長 見直しまでに、これまでですと、10年計画ぐらいで次の見直しをとということですがけれども、10年待たずして、もう一度検討するというのが、審議会の中でも何回も話が出てますので、そのなかで、住民同意というんですかね、そこら辺との兼ね合いもあると思うので、見直しができるところについては、候補を出していただくということは可能であるということですかね。

特にございませんか、これについて、出たものを疑うとかじゃないので、それはそれでこういうものなんだなあってことで捉えたいと思うんですけど。それでは、一応これを踏まえた上で、次以降の審議に入らせていただきたいと思います。

・地元への説明会について

事務局：資料により説明

【質疑応答】

- 会長 ありがとうございます。確認ですけど、資料の中の色が付いたところについては、実際に説明会を実施をされたということですね。
- 事務局 はい。赤色の部分については実施済みです。
- 会長 この地区については、色々、補助はどうなるのか、とか質問はあったけど、概ね合意が得られているというような様子であるという風に理解してよろしいですかね。
- 事務局 はい。
- 会長 残りの地域については、町内会長さんレベルで、色々お話をされているということですかね。
- 事務局 はい。
- 会長 反対の意見もあるけれど、とりあえず地域住民の説明はしっかりしていただきたいという風に言われている訳ですね。
- 事務局 はい。
- 委員 すみません。ちょっとお尋ねしたいんですけど、一方の地域については、橋渡ったら全部、平福だと思っていたんですけども、一方が橋を渡ったところにもあるんですね。
- 事務局 一部ございます。
- 委員 大渡橋渡った。川沿いの辺ですかね。
- 事務局 はい。20～30世帯程。県の住宅の周りを囲うように一方があります。
- 委員 そうなんですか。平福と一緒にしても良いようなのに、わざわざ分けてあるから説明会がそんなにいるのかな、と思って。
- 事務局 そこについては、その班長さんがお見えになっていて、対象になる方だけで説明をしてもらいたいというご要望でしたので、何うようにいたしました。
- 会長 他には何か、今のところについて。
- 委員 もう少し掘起こして、市民がどのような反応を示したか教えて下さい。外すということについての。
- 事務局 外すということについては、あまり反応が無くてですね。主に合併浄化槽はどうなるのか、というような質問がほぼ95パーセントくらいでした。一部、もうこないんですね、というような質問もございましたけど、それについては今後、維持管理のこともありますし、人口減少のこともありましてということで、説明をしたら了解をいただいたというような次第です。
- 委員 合併の話が95パーセントくらいって言われたんですけど、合併の補助率とかいうのがかなり出るとと推測されるんですけど、例えば、津山の7人槽で、上乘せが15万程あ

って、約 60 万程度ぐらいのような話をされたのですか。

事務局 そうですね。5 人槽、7 人槽、10 人槽と補助額があるんですけど、それは概ねどのような世帯で出るのかとか、何人槽になるかは家の平米数で決ってます、というような話で説明をさせていただきました。

会長 住民の方、地域の方に対しては、下水処理をしない訳ではなく、どのようなやり方をするかの方法の選択ということになってきますので、それについて、説明をすればご理解いただけるという風な印象ですかね。

事務局 はい。特に久米地区でも端の方の地区になりますので、人口もかなり減少してきていますし、お年寄りばかりの世帯が多い現状もございまして、ある程度、津山市の全体を考えた時には、というような感じでご理解はいただけたのではないかなと、それをご理解いただいた上で、じゃあ実際に今度、自分たちが合併処理浄化槽を設置する場合にどうすれば良いのかということがお話の中心になっていたと思います。

会長 まだ、全ての地域でお話をされた訳ではないので、当然、今後、残された地域とかでお話されていく中で、やっぱり意見としては、出てくるのかなと思うんですが、今の時点ではご理解いただけそうな感じであるというようなことですかね。

事務局 今の感じでは、まだ住民の方、町内会長さんとしかお話ができておりませんので、実際の住民の方がどのような意見でどのような反応をされるかは、まだ分からない部分ではございます。

会長 既にされたところについてはね。今後、残りの地域については、丁寧に説明していただく。本当は今日までに、ある程度されたかと思うんですけど、ちょっと間に合わなかった。

事務局 まずは、町内というか支部の支部長さんにお話に行かせていただきまして、その上で町内会長さんにご説明させていただいたところ、やはり皆さんかなり周知するのに時間がかかるからということで、今見ていただいたように、主に 10 月の実施っていうのが多くなったというような状況でございます。

できるだけ 9 月中にと言いますか、第 5 回の審議会に間に合わせるようなスケジュールで、こちらも町内会長さんにはお願いはしたんですけども、町内会としてはスケジュール感がございまして、なかなかそれに割って入ることが町内会としても難しいような状況でございましたので、かと言いまして、無理矢理お願いするのもできませんし、できるだけ来ていただかないと説明会の効果も出ませんので、地元の町内会長さんのご意見を優先するような形で、このような日程になってしまいました。

会長 まあ、周知するのも時間がかかりますから、回覧で回すとかね。

そういうようなことで、全ての地域で説明会ができたわけではないとのことなんですけど、今までやられたところの反応等を見ていただいたうえで、特に問題がなければ、ご意見がなければ、次の議事に移らせていただきたいと思います。よろしいですか。

《委員から「はい」との発言有り》

・答申について

事務局：資料により説明

【質疑応答】

会長 スケジュールのことについて確認させていただくと、次回の審議会までには各地域の説明会等が終了されている予定で、それについての報告もそこでさせていただくと。

事務局 それを含めまして答申案も提示させていただいて、審議していただきたいと考えています。

会長 スケジュール的には、年内には答申の基本的なところをまとめたいということですので、第7回の審議会までにできるようにこちらも協力していくということによろしいですね。

それでは、答申の骨子についてなんですけれども、何かご意見等ございますでしょうか。

これについて、基本的な方針ということになると思いますけれども。

委員 1番最初のところで、必要性を検証するとともに必要に応じて見直しを実施するとありますが、見直しを実施するというのは落とすだけの考えですか。それともまた拾い上げて5、6年後、または例えば10年後に開いて、落とすところをまた見直しをして拾い上げるというようなこういう言葉がこの中に入っていますか。それとも落とすだけの考えでしょうか。

事務局 基本的には落とすだけとは考えておりません。社会情勢も変わってくる可能性もございますので、それを定期的に見直しが必要なのかどうか、これを短いスパンで考えまして、その中で実際に必要ということであれば増やすことも含めて考える場合もあるかと考えております。

委員 もう1点ですが、補助を拡充し整備するということになっていますが、補助を拡充することとは補助金を増やすということですか。それとも、現状のままで上乗せが7人槽で15万ほどだったかと思うのですが、上乗せはしてあるので、これの充実だけでいくということか、それとも例えば7人槽で80万とか100万とかいうような方法を取られるのか。

例えば、減らすことによって、50億ほど浮くわけなので、将来的には160億ですか。減るという構想があるわけなので、それを考えると津山市の財政は非常に厳しいかもしれませんが、落とされたところを市民の立場からいうと、少しでも上乗せしてもらいたいという気持ちはあると思います。その辺を十分考えてこういう言葉になっているのですか。

事務局 拡充という言葉には、今の単市の上乗せについても、増額する方向で担当課としては考えていきたいとは考えておりますが、答申ですので、審議会からのご意見ということですから、拡充ということで補助をもっと増やすという言葉を書いた方がよろしいようでしたら、そのように答申の中では直すということはありませんが、先ほどの事業費50億、すべて50億が市のお金ではなく、補助金も含めた事業費ですので、全部ではございませんが、確かに削減となります部分については、いくらかでも浄化槽の整備促進に回せたらということ、担当課としては考えております。

委員 先ほどの説明の中で久米地域に行かれ、合併処理浄化槽への関心が強かったということで、補助率や工事費や補助金がいくらかというのが関心だったのではないかと推測されます。ですので、やはり推進していく、水をきれいにしていくと推進をする上においては少しでも補助金を上乘せして、今の7人槽で60万程度だったと思いますが、これを80万とか100万とか、10人槽だったらもっと上乘せ、5人槽だともう少し低くなりますが、そういうようなことを是非ともお願いしたい。

答申の中にそのような言葉はないのですが、そういうものを分かりやすく入れていただくとなおありがたいと思います。

計画から外れる地域はそういうことを望んでいるわけなので、関心があるということは、そういうところをうまく言葉遣いをお願いしたいと思います。

会長 答申なので具体的にここまでということは逆に言えないともあるとは思いますが。

委員 前回お話を聞いていたのは、リフォームの場合に、単独槽を合併槽に埋め替えたり、今ないところに新たに着けるには、配管工事について、補助金を上限30万くらいでということでは聞いているので、そのことかと思って読んでいました。

事務局 それはもともと国の補助メニューにあるものを、津山市として補助金が出せるようになっていませんので、それを出せる状態にしていきたい。また、それとは別に単市の上乗せについても、幾分かでも増やすようなことを考えていきたいという、担当課としての思いはございます。

担当課の思いを答申に出すということはないと思いますので、その辺につきましては答申の中でどのような言葉で言っていたかというのがよいか、ご意見をいただけたら、案を作っていく中でも大変ありがたいと思っております。

会長 そうですね。言葉の解釈というのですか、どこまで含まれるのかは具体的な数値がなければ難しいところですが、審議会として補助金については市の財政との相談ともなりますので、この場で確定は出来ないけれど、今以上に推進をするためにいくらかでも積み上げをしていただけたらということまでは言えるとういことですね。

事務局 先ほどもおっしゃいましたが、合併浄化槽や単独槽の撤去補助ですとか、配管補助、これらとしては原課としては当局へお願いをしていこうと思っております。この審議会からのご意見も十分伝わってきておりますので、そういうものは当局へ要望していく予定であります。

この骨子の案の書きぶりについて、どのように書くのが良いのかというところもこちらでも模索しているところであります。ひとまず、このように「補助を拡充」と書かせていただいているのですが、具体的に表記をしたほうが良いということであればそのようなこともさせていただき、また次回や今日でも結構ですが、どういう表現とさせていただくのが良いかということとはご相談させていただきたい。

委員 実際、単独槽は、ほとんどが、寿命が来ている時期だと思っております。今、単独槽は何基くらい残っているのですか。

私の知り合いにも単独槽を使用している方がおられます。その人たちが単独槽の寿命が来ているので、交換になっていく時に、市もしくは国が、(補助を)出してくれるのでしょうか。

事務局 予算的に言えば、それを十分まかなえるか分らないところでもあります。しかし、説明会に行っても「うちは単独槽なんだ」というところがかなりありまして、そういう方については合併浄化槽に切り替えていただきたい。

基数については、今、手元に資料がないのですが、ある程度は人口等の算出の上でデータとしては持っておりますけれども、まだかなりの基数があったと感じてはおりません。

委員 単独槽を設置出来ていた時代は人槽算定が違うので、ものすごく家が大きいため10人槽を入れている家も多くあります。

事務局 合併浄化槽についても初期の段階ではそうでした。面積要件で10人槽ということもありました。途中で人槽算定が変わったと記憶しております。

基数はちょっと分からないのですが、審議会の資料に汚水処理人口の割合ということで、令和2年度末の資料を思い出しました。単独処理浄化槽の割合としては14.5%です。

これには集合住宅の単独槽も含んでいますので、すべてが補助対象ではないとは思いますが。

会長 本件はこれでよろしいでしょうか。

ここでは骨子ですので、次回くらいにはもう少し文章化されたものが出てきて、それを具体的に言葉としてこれはいかがなものかという確認をさせていただくということでもよろしいですか。

事務局 はい。今までの話の中からこの4点ぐらいが主にご意見としていただいたと感じているのですが、これ以外にももっとこんなことをということがあれば、それも含めて考えたいと思っております。

会長 何か今までの議論の中でこれを言ったけれども漏れているというか、もう少し大きく取り上げてほしいということがあれば、言っていただければと思いますが。

事務局 今すぐこれを見てもということでしたら、次回までの間にまだ少し考えていただいて、次回、文書的なものとして答申の案として作っていきますので、そこでまた手を入れていただいても結構ですし、時間がかかると思いましたので、骨子ということである程度のところで上げさせていただいたような状況ですので。

委員 これは叩き台でしょう。

事務局 そうです。

委員 もう1点良いですか。大体は一般の住宅の方に向け、下水道を入れますよとお話しているのは、ほとんど住宅に影響が出る方の話ですが、実際には事業所とか店舗とかそういうところは下水道が来るか来ないでは全然違うのですが、その辺のことは一切書かれていないのですが、そういうことは少ないからですか。例えば、カフェを一つやるのも浄化槽だったら20人槽とかですよね。それが補助は一切出ませんから。

事務局 そこまで入れてしまうと、なかなかものが進まないということもあります。まずは住民の方が1番で、次にそういうところまで考えれば良いのですが、そこまで考えるとなかなかこの事業、進んでいくのが難しいかなという部分がございます。

委員 影響は事業所の方が大きいかと。

事務局 確かに、金額的な影響でいうと事業所のほうが大きいと。

委員 はい。事業所の方が大きいなと思って。事業的な設計をしていると、下水が来ているんだ、良かったねというのと、無いと言ったら浄化槽は何人槽になるんだと。

事務局 そういうこともあって、基本的に用途地域については今回、全体計画に残しています。工業・商業・店舗、そういうところについては、将来的には下水を整備しようということで、用途地域については残す。ただ、今すぐ整備出来るかと言われるとそうはいかないのですが。

委員 工業地域みたいなのは、院庄のところにはあるんですか。

事務局 はい、そういう用途がかかったところについては残してございます。中島にも橋のところの一部残っているのですが、手前の平福、一方については、そういう縛りがないもので、今回、区域外の検討の対象とさせていただきます。

会長 下水が来ていないところについては、新しく店舗とか事業所は負担が大きいと。

委員 そうですね。つまり大きな浄化槽を入れなければいけないので、予算的にいつもそれが大きいなど。

会長 津山市としては、その地域を計画区域的に、ここは事業所とか入って、新しくリニューアルしていただくのに向いているみたいな感じで、なるべく中心部に新規事業が入ってくださると、良いというイメージもあるのかなと。

事務局 一つ気になることは、今、津山市にある工業団地というものが、ほぼほぼ売れてしまっていて、新たな企業を呼ぶためには工業団地を造らねばならない。では、工業団地を造る際には下水道がないと企業誘致がまず不可能。その辺になったときに下水道の整備が、問題になってきます。

委員 草加部は下水道がありますか。

事務局 ないです。

事務局 戸島につきましても、これは、元々下水は行ってなかったんですけど、最初、集中処理の大きな浄化槽で処理することになっていたと思うんですが、それを、区域外ということで、当時その工業団地の担当課でいろいろ話をして、元々の事業としてずっと南に下してきて繋がったので、ここを認可区域として供用開始にしたという経緯があります。元々は、ここは浄化槽で処理していました。

委員 今回削減するところになっているところにも事業者がいると思うんですけど、説明会の対象にはなっていないのですか。

事務局 町内会長さんをお願いしたので、町内会長さんがどこまで配ってくださったのか、回してくださったのかなんですけども。

委員 そちらの方が個人的には気になりますね。削減の対象とされてしまう事業主の方。

事務局 今ある事業所については基本的には浄化槽は入っていて、使われてはいると思うんです。新たにそういうところに出店を考えたときに下水があるかないかでは、先ほどおっしゃられたとおり、掛かるお金が違くと。浄化槽をつけるのにかなりの金額がかかるということだと思うんですけど。今ある事業所さんに対してそれほど声をかけられるかどうかということはこちらではわかっていない。事業所もその地域にどれだけあるのかもこちらでは把握しておりませんので。

委員 例えば、店舗ビルを持っているオーナーの方は聞かれないのですか。

事務局 オーナーもこの地域に住まわれておられて、そこの中でまた店舗とか持たれている方

であれば説明会にいらっしゃるのではないかと思います。ちょっとこの地域と関係ない方には情報がいかない可能性もあるかもしれません。

委員　　ちょっとそこは気になりますね。

会長　　今、店舗を構えておられる方は既に浄化槽を設置されているはずなので、それが下水になるのか、交換になるのかというのはまた次の話で出ますけど、新しく店舗を構えられる方が、やっぱり導入費用が大きく変わるのでということですね。

事務局　　はい、それは確かに思いますが、なかなか全ての地域に引くというのは不可能です。これから出店されるという方についてはそれを了承した上で出していただくほかないのかという気はしております。

会長　　地域住民の方もそういう観点では見られてないと思いますが、事業者が参入しにくいとは言わないけれど、やはり躊躇されるというか、そこにお金がかかるのであればというのがあるのかもしれませんが、それを大々的に話をするのではないのかもしれないし、難しい所だと思います。しかし、かなりの影響が出ると思います。

委員　　既存の方はもう既に入っているからどうでしょうね。高野の辺には新しいお店もたくさん出来ているので、どうですかね。

会長　　それが必ずそうだとも言えないので。

委員　　そうですね。すでにあるところは覚悟の上でされているが、新たに出店しようと思われている方は下水ないんですかということです。

事務局　　それを踏まえた上で利用していただくしかないかと思います。

会長　　他には何かありますか。

委員　　答申に向けてという部分、5ページ目でスケジュール案のところですが、第6回目の審議会が10月下旬か11月上旬ということになっているのですが、地元住民への説明会が10月28日、それから勝北では調整中となっているのですが、これがいつ頃になるのか私には分からないのですが、これが全部済んでから第6回の審議会を開いて、地域住民の皆さんの声というのをしっかりと聞かせていただきたいという気もするのですが、その辺は会長さんいかがでしょうか。

会長　　もっと日程を遅らせた方が良いということでしょうか。

委員　　そうです。全体的に削減する以上は、やはり皆さんの声を我々も聞いておかないと、審議会で決めて声も聞かずに決めたということになれば困るので、スケジュール的なものをもう少し遅らせて、勝北地域の方々の声なども含めた相対的な声を聞かせていただいた後に、このような第6回目を開いていただいた方が良いかなという気がします。また、第7回目は日程的に調整して早めに開催してもよいと思うので。市民の皆さんの声をしっかりと聞かせていただきたいというような考えがあるのですが、いかがですか。

委員　　調整中というのは上に入ってくる予定なのかと思ってましたが、後ろだと問題があると思います。

事務局　　町内会長さんには出来れば10月中にはやらせていただきたいとお伝えはしているのですが、町内で周知した上で開くということですので、基本的にはお伝えはしていますが、町内会でいつというお話になれば、そこでやらせていただくようになると考えているところです。

会長 おそらく、第7回の審議会はこれ以上遅らせることは事務局的にも難しいかなと思うので、もし遅らせるとすれば6回目と7回目の間を詰めるような形になりますかね。

委員 6回目と7回目の間を詰めて、議会にもいろいろありましようから、そこを詰めて皆さんの声をしっかり聞きたいと思います。

会長 見切り発車的な感じは避けたいですね。

委員 ですので、調整中の地区の日程を決めていただき、上に来るのであれば。

事務局 それでは、第6回目の日程調整をさせていただいている状況でございますので、一応日を決めさせていただきまして、そのあとの3つの町内について、調整中の部分の日がはっきりしまして、6回目の予定日までに終わらないようでしたら、改めて調整をさせていただくという方向でもよろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 では、確認ですけれども基本的には答申のなかで見直しをするということと、下水の整備が出来なかったところについては、補助をしていくという考え方については変わらないので、あとはどの地区を外すかということところはちょっと変わってくるというイメージで良いでしょうか。

事務局 そうですね。その辺については、もし町内での説明の中で、どうしてもこの町内については10年、20年待ってでも、下水道が来て欲しいというような意見が出てきた場合に、この地区について今回の縮小する地域から外すということで考えて行くのかどうか、最終的には意見が出てこないと、どうなるかも分かりませんが、もし出た場合についても、すべての説明会が終わった後であれば、ご相談ということが可能かと思っております。

会長 方向は変わらないので、あくまで微調整なところということで答申の内容に調整するくらいで良いのかと思っています。時期をずらせるのであれば、遅らせていただいて構わないと思いますし、どうしても、段取り的に年を越すのは難しいということであれば、限界があると思うので。

事務局 その辺については、また次の審議会までには、もう少しずらせるかどうかについても、再確認いたしまして、最後の7回目については、また報告させていただきたいと思いますが、6回目について、一応この前の日程調整でお聞きしている分で決めさせていただいて、町内会の説明会の日が決定いたしましたら、もしかしたら再調整ということたちでまた、調整をさせていただくということでご了承いただければと思います。

会長 よろしいですか。

委員 はい。

会長 何かご意見とかございますか。

ないようでしたら、私のほうから1点、答申の中に入れなくても良いかなと思っているのですが、今後の見直しのスパンとか、あるいは次の審議会をするまでの間に、ある程度事務局の方で方針というか方向性というのを確認できているのであれば、あるいは次の審議会までの間に地元のネゴシエーションを済ませていただいた上で、例えばこの地区については見直しが出来そうとかいうことを検討することもできるのかなと思ったりしています。

例えばですが、中心市街地から整備を進めていくのが、当然当たり前の話ですが、突

然奥の方にポンと飛ぶというのはあまりないのかなと思って、今までお話を聞いていました。そうすると、中心から遠い地区から基本的には地元住民の意見を確認をされていく流れで良いという考え方でよろしいでしょうか。

もしこの審議会で見直しがかかりました、次に5年後にしましょうとかという時に、5年間の間に下水道課としてもこの地区については、合意が得られましたので、見直しをしたいと思えますというようなある程度の事前の情報が欲しいのかどうかということですが。

事務局 審議会を開く前段として、担当課としてある地区にあたってみて、この辺は出来そうな感触があるということで、動きをしておく、そういうことが出来るのかということでしょうか。

会長 そこまでをこの審議会ですらあけても良いのではないですかということを決めた方が良いのか、ということです。

事務局 答申の中に言葉を入れるということでしょうか。

会長 そうです。それとも、やっぱりきちんと手続き的には審議会を経て、地域住民とのネゴシエーションが始まって、という形で進めた方が良いのか。今すぐ決めなくても良いです。

事務局 次の会議にその辺をどちらが良いかということを経営で検討した答えを持ってくるということにさせていただければと思います。

会長 地域住民の方との説明会についても日程がタイトになると思うので、1年間とか半年間で実施となると大変な作業となると思いますので。

事務局 ただ、説明会をしながら思うのは、「いつからそうなるの。」と聞かれた時にあまり長いスパンの間で、例えば5年後のことを5年前から話をしていくというのかなり厳しいかと思います。

会長 そうでしょうね。

事務局 浄化槽の補助金が出るようになります、「いつから出るの。」と聞かれるので、そうすると来年から出ますよという話ならばしやすいんですが、これは5年後になりますとは言いにくいので、そこはどこから動くか、もし動けるとしても、どの辺から動くかということもあるかと思いますが、ここについては内部で協議をさせていただきたいと思えます。

会長 例えばですが、5年後からするとなった場合には1年前くらいから話をされるようにして、その時に大体の目安として、ここの地域はいけそうとかいうのがあらかじめ手応えがあれば、ここで議論をするときにスピーディーに進むかと思っています。

事務局 地元からそういう声が、例えば、下水道整備が10年あるいは15年先ということの情報が入ったときに町内会の方から、総意として、整備区域から外していただいて、浄化槽に切り替えていただきたいという意見があれば、浄化槽の整備区域に変えることは可能だとは思いますが。

先ほどおっしゃられた、審議会を立ち上げる1年くらい前から動きをしてみるということが可能なかということ、6回目の時に回答させていただきます。

会長 それで結構です。要は迅速に、あるいは十分期間をとってコミュニケーションをするために何が必要なのかということ。その時の考えとしては、市街の中心部から離れたところ

の地域から対話を始めていただくというのが一般的なのかと思います。

これは私の思いつきなので、違うということであればそれで構いません。この点については次回の審議会の時に検討していただいて構いません、当然行政ですからいろいろと縛りがあって出来ることと出来ないことがあると思いますので、その点については配慮していただければと思います。

他に何かご質問、ご意見とかございますか。

(特に意見等なし)

(4) その他 特になし

【3. その他】

次回開催について

事務局 11月4日(金) 午後開催を考えている。

<了承される>

【4. 閉会】